コンソーシアム（共同企業体）協定書

〈目　的〉

第１条　本協定は、コンソーシアム（共同企業体）を設立して、旧倉吉市国民宿舎グリーンスコーレせきがね設計及び運営事業（以下「事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

〈名　称〉

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアム（共同企業体）は、「○○○○○共同企業体（以下「本企業体」という。）」と称する。

〈構成企業の住所及び名称〉

第３条　本企業体の構成企業は、次のとおりとする。

　（１）（所在地）

　　　 （商号又は名称）

　（２）（所在地）

　　　 （商号又は名称）

〈代表者〉

第４条　本企業体の代表構成企業（以下「代表者」という。）は、●●●（運営事業者）とする。

〈代表者の権限〉

第５条　代表者は、事業の執行に関し、運営委員会の決定に従い、市との協議、報告、通知その他の行為を本企業体の代表として行う。

〈構成企業の連帯責任〉

第６条　本企業体の構成企業は、事業の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

〈運営委員会〉

第７条　本企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、事業の運営にあたるものとする。

〈役割分担〉

第８条　事業の実施にあたり、各構成企業の役割分担は次のとおりとする。

　　（例）設計業務　　　　　　　▲▲▲

　　　　　工事監理業務　　　　　■■■

　　　　　運営業務　　　　　　　●●●

　　　　　維持管理業務　　　　　▼▼▼

〈構成企業の個別責任〉

第９条　本企業体の構成企業が事業の執行に関し、当該構成企業の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成企業がこれを負担するものとする。

〈権利義務の譲渡の制限〉

第１０条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

〈事業途中における構成企業の脱退〉

第１１条　構成企業全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

〈事業途中における構成企業の破産又は解散に対する措置〉

第１２条　構成企業のうちいずれかが事業の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成企業が共同連帯して当該構成企業の分担業務を完了するものとする。

〈協定書に定めのない事項〉

第１３条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〈解散の時期〉

第１４条　本企業体は対象施設の設計・工事監理・運営（開業準備に限る。）を完了し、事業の対象施設の供用を開始するまで、解散することはできない。

　代表者●●●外（●※代表者を除く構成企業数）社は、上記のとおりコンソーシアム（共同企業体）協定を締結したので、その証拠としてこの協定書の正本（※全構成企業数）通及び副本１通を作成し、各構成企業が記名押印の上、正本については構成企業が各１通を保有し、副本については、倉吉市に提出する。

令和　　年　　月　　日

代表構成企業

　所在地　　●●県●●市●●●●

商号又は名称　　●●●

代表者職氏名　 印

構成企業

　所在地　　●●県●●市●●●●

商号又は名称　　■■■

代表者職氏名 印